○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

福岡県公報

平成26年1月17日 第 3 5 6 4 号

(都市計画課) ……7

(都市計画課) ……8

目 次

| 告 示(第12号 - 第29号) | | |
|-------------------------|------------|---|
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | 1 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | 2 |
| ○廃川敷地等の発生 | (河 川 課) | 2 |
| ○廃川敷地等の発生 | (河 川 課) | 2 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○解除に係る保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 7 |
| 公 告 | | |

| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業振興課) | 8 |
|-------------------------|-----------|----|
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | 9 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |
| ○指定介護老人福祉施設の指定 | (高齢者支援課) | 9 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し | した意見等 | |
| | (中小企業振興課) | 10 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し | した意見等 | |
| | (中小企業振興課) | 11 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | 11 |
| 選挙管理委員会 | | |
| ○政治団体の設立届 | (市町村支援課) | 12 |
| ○政治団体の届出事項の異動届 | (市町村支援課) | 12 |
| ○政治団体の解散届 | (市町村支援課) | 14 |
| ○資金管理団体の指定届 | (市町村支援課) | 14 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動届 | (市町村支援課) | 14 |
| ○資金管理団体の指定取消届 | (市町村支援課) | 15 |
| ○福岡県選挙管理委員会委員長の選挙 | (市町村支援課) | 15 |
| ○福岡県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 | (市町村支援課) | 15 |
| 生 | | |

福岡県告示第12号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙 条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号 売りさばき人の 住所及び氏名

売りさばき所

取消年月日

定期発行日 毎週火金曜日 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

| 225 | 柳川市三橋町蒲船津85-1 荒木重次 | 柳川市三橋町蒲船津85 – 1 | 平成25年 11月14日 |
|-----|-----------------------|-----------------|-----------------|
|-----|-----------------------|-----------------|-----------------|

福岡県告示第13号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙 条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| 売りさばき 人証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|---------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 272 | 宗像市東郷一丁目 4 番13号 櫻井嘉子 | 宗像市東郷一丁目4番13号 | 平成25年 4月1日 |

福岡県告示第14号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号 第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置い て縦覧に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

御笠川水系御笠川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成26年1月17日

3 廃川敷地等の位置

福岡市博多区博多駅東一丁目1001番1

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1427.02 m²

福岡県告示第15号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置い て縦覧に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

多々良川水系綿打川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成26年1月17日

3 廃川敷地等の位置

福岡市東区社領三丁目15番3地先から15番6地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

66.15m²

福岡県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告 示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字岩屋443の6、468、443の7 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 443の6・443の7・468(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1269から1271まで、1273、字宮ノ谷1771、1772、1777、1778、1781、1782、1784、1785、字ニデノ木1816、字曲り1839の1、1839の12、1839の16、1861

- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニデノ木1816・字宮ノ谷1771・1772・1777・1778・1781・1782・1784・字曲 り1839の1・1839の12・1839の16・1861・字片原1269から1271まで・1273(以上

16筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩592

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

みやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所 豊前市大字上川底1113の2、1120
- 2 指定の目的水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 1113の2・1120(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市瑞梅寺字上久保249、255、258の3

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上久保249・255・258の3 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸569の1・569の73(以上2筆について次の図に示す部分に限る。

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告 示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸561の1 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字平石71(次の図に示す部分に限る。)、字飛石77(次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛石77、字平石71 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第24号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の 解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のよう に告示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字ヲ、ギダツ590の4、糸島市井原字行道鹿我子谷1の4 、川原字神楽972の13、972の14、字山神984の22、984の26、991の77、瑞梅寺字水 無139の82、字小松原1307の2、1307の3、1351の2

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字石釜字ドヲハル333の299、333の300、字タ、ラ山436の153から 436の155まで、字新飼1034の107から1034の109まで、大字西字前峯尾2370の187か ら2370の191まで、大字脇山字内山1994の2、字谷口2194の3

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字西字前峯尾2370の188から2370の191まで、糸島市井原字行道鹿 我子谷1の4、川原字神楽972の14、瑞梅寺字水無139の82

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

福岡県告示第25号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | E | 各線名 | 名 | 変 更 前後別 | 区 | 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|----|-----|---|---------|------------------------------------|---|------------------|------------|
| | | | | | 前 | うきは市浮羽 番4先から うきは市浮羽 番1先まで | | 4.6 ~ 9.3 | 95.0 |
| 久留米 | 県道 | 朝日 | 田田 | 線 | 後 | うきは市浮羽 番4先から うきは市浮羽 番1先まで | | 4.6 ~ 13.0 | 102.0 |
| | | | | | 後 | うきは市浮羽番4先から うきは市浮羽 番1先まで | | 5.5 ~ 8.0 | 98.5 |

福岡県告示第26号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成26年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 路線名 事務所名

供用開始の区間

朝田線 うきは市浮羽町田篭670番4先から 久留米 日田 うきは市浮羽町田篭719番1先まで

福岡県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成26年1月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| 1 ' | 上整備 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|-----|-----|--------------|---|
| 那 | 珂 | 後 野 線 福 岡 | 筑紫郡那珂川町片縄西5丁目868番3先から 筑紫郡那珂川町片縄西5丁目798番99先まで |

福岡県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の種 類 | 路線名 | 変 更前後別 | 区間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
|--------------|--------|-----|--------|---|------------------|------------|--------------------------------|
| 八女 | 県道 | 八女寫 | 前 | 八女市納楚757 番1先から 筑後市大字新溝 344番先まで | 5.5 ~ 49.5 | 6,431.3 | うち玉名 八女線重 用延長 201.6 m |

| | 後 | 八女市納楚757 番1先から 筑後市大字新溝 344番先まで | 11.7 ~ 49.5 | 6,431.3 | うち玉名 八女線重 用延長 201.6 m | |
|--|---|---|-------------------|---------|--------------------------------|--|
|--|---|---|-------------------|---------|--------------------------------|--|

福岡県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種 類 | E | 洛線名 | 変 更 前後別 | 区 | 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|------------|---|-----|---------|--------------------|---|------------------|------------|
| * + | 旧光 | 宗 | 像 | 前 | 宮若市乙野35 宮若市乙野 5 | | 8.4 ~ 29.0 | 176.7 |
| 直 方 | 県道 | 篠 | 栗線 | 後 | 宮若市乙野35 宮若市乙野 5 | | 8.4 ~ 22.8 | 176.7 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 宫若市本城字岩坪1153番、1154番1、1155番1、1156番1、1156番4、1157番1、 1158番1、1159番1及び1159番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社 コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 太宰府市梅ヶ丘一丁目4262番36、4262番89から4262番93及び4262番95から4262番 101まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市東合川新町11番62号

ワウハウス九州株式会社

代表取締役 濵田 政春

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年12月24日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス那珂川店
- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松木六丁目12番ほか

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|------------|------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10番1号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|------------|---------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年8月25日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2.030平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物西側 | 85 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物敷地北側 | 20 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物西側 | 65 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物内南側 | 12.0 |

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|---------|---------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前 10 時 | 午後 10 時 |

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 筒所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後11時00分

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成25年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
- 特定非営利活動法人 聖英福祉会
- (2) 代表者の氏名野口 元
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県筑後市大字長浜818番地1 エバーグリーン2-C
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して障害者総合支援法・介護保険法に基づく 事業を行うとともに、障害者及び高齢者が自立した生活を送るための経済的基盤づ くりと地域で生活するために必要な支援を行う。又、地域に対しては障害者への理 解を深める取り組みを通して、地域福祉の向上に努め、福祉の増進と全ての人々が 健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的にする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡久山町大字山田字原田1822番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市東区松島二丁目9番1コスモ松島802 上田 昌博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 福津市八並字河原1485番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宗像市東郷六丁目3番10-402号 渡口 幸也

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

| サービス の種類 | 介護保険 事業所番号 | 施設の名称及び所在地 | 開設者の名称 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|--|------------|-----------------|
| 介護老人福祉施設 | 4077800243 | 特別養護老人ホームサ ミック 福岡県田川郡赤村大字赤 4538番地 2 | 社会福祉法人サミック | 平成 26 年 1月1日 |

公告

山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年 法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏 名 | 住 |
|--------|------------------|
| 佐野 弘道 | 豊前市大字四郎丸1449番地3 |
| 佐藤 信彦 | 豊前市大字川内163番地 2 |
| 局 三男 | 豊前市大字川内936番地 |
| 古屋 秀勝 | 豊前市大字川内1771番地 |
| 梶屋 六男 | 豊前市大字川内2130番地 |
| 城戸 正俊 | 豊前市大字川内3052番地 |
| 杉永 一二三 | 豊前市大字鳥越238番地1 |
| 保永 光男 | 豊前市大字鳥越690番地2 |
| 髙野 靖 | 豊前市大字四郎丸295番地3 |
| 湯越 博文 | 豊前市大字四郎丸947番地 1 |
| 是繁 政明 | 豊前市大字四郎丸471番地 |
| 上野 勝秀 | 豊前市大字四郎丸757番地1 |
| 杉元 利明 | 豊前市大字四郎丸1828番地 4 |
| 平木 一洋 | 豊前市大字四郎丸1170番地1 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住 |
|-------|----------------|
| 戸成 博文 | 豊前市大字川内2132番地1 |
| 杉元 正義 | 豊前市大字四郎丸1838番地 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|------------------|
| 佐野 弘道 | 豊前市大字四郎丸1449番地3 |
| 佐藤 信彦 | 豊前市大字川内163番地2 |
| 一木 直繁 | 豊前市大字川内926番地 |
| 古屋 秀勝 | 豊前市大字川内1771番地 |
| 梶屋 六男 | 豊前市大字川内2130番地 |
| 谷 平吉 | 豊前市大字川内3062番地 |
| 杉永 一二三 | 豊前市大字鳥越238番地1 |
| 保永 光男 | 豊前市大字鳥越690番地2 |
| 髙野 靖 | 豊前市大字四郎丸295番地3 |
| 是繁 政明 | 豊前市大字四郎丸471番地 |
| 上野 勝秀 | 豊前市大字四郎丸757番地1 |
| 杉元 利明 | 豊前市大字四郎丸1828番地 4 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 |
|-------|-----------------|
| 戸成 博文 | 豊前市大字川内2132番地 1 |
| 杉元 正義 | 豊前市大字四郎丸1838番地 |

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規 定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス瀬高店
- (2) 所在地 福岡県みやま市瀬高町文廣1623-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 歩行者の通行の利便の確保等

当店舗の周辺の道路は地元住民の生活道路及び通学路として使用されているので、安全対策を徹底すること。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 市環境衛生課と協議を行い、分別によるリサイクル等廃棄物の減量に努めること

(3) 騒音の発生に係る事項

駐車場又は各機器から発生する騒音について、近隣住民からの苦情がでないよう 対応をすること。また、搬入搬出車両等の騒音についても配慮をすること。

(4) 廃棄物に係る事項等

市環境衛生課と協議を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5第1項の規 定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ドラッグストアモリ瀬高店
- (2) 所在地 福岡県みやま市瀬高町文 1678
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

当店舗の出入口は交差点付近であり、また、地元住民の生活道路及び通学路として使用されているので、安全対策を徹底すること。

- (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 市環境衛生課と協議を行い、分別によるリサイクル等廃棄物の減量に努めること
- (3) 騒音の発生に係る事項 駐車場又は各機器から発生する騒音について近隣住民からの苦情がでないよう対 応をすること。また、搬入搬出車両等の騒音についても配慮をすること。
- (4) 廃棄物に係る事項等 市環境衛牛課と協議を行うこと。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成25年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称NPO法人ハッピーワークス
- (2) 代表者の氏名野本 明裕
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県宗像市村山田1124番地1
- (4) 定款に記載された目的 この法人は、社会全体の働く人またはそれに準ずる人やかかわる人などに対して

、総合的に支援、助言、補助その他の事業や紹介あっせんや各種イベントの企画な どに関する事業を行い、働く事が楽になる又は楽しくなる幸せな社会の実現をめざ す事を目的として広く社会生活や経済活動に地域福祉子供の健全育成などに寄与す ることを目的とする。

選挙管理委員会

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

福岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団 体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告 示する。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

| 政治団体の名称 | 代表者名 | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|-------|--------|-----------------------|-------------|
| 愛和党 | 田中 志枝 | 田中 志枝 | 福岡市博多区博多駅前4-32-14-501 | 平成25年10月24日 |
| 新井せいじ後援会 | 小田 正生 | 大塚 軍治 | 嘉麻市上山田1177-5 | 平成25年10月10日 |
| 谷口一成後援会 | 谷口 一成 | 谷口 洋子 | 糸島市二丈深江788 | 平成25年10月31日 |
| 時任ひろのり後援会 | 時任 裕史 | 時任 幸雄 | 糟屋郡宇美町若草 1 - 25 - 15 | 平成25年10月2日 |
| 中山めぐみ後援会 | 松本 辰美 | 山田 タカ子 | 遠賀郡水巻町頃末南3-5-1-603 | 平成25年10月4日 |
| 深川ひろひで後援会 | 深川 博英 | 深川 美香 | 小郡市稲吉1329 - 1 | 平成25年10月15日 |

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

(1) 政党の支部

る。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内容 | | 異動年月日 | 届出年月日 | 備考 |
|--------------------------|------------|---------------|---------------|-------------|-------------|----|
| | | 新 | 旧 | 共 | | 加专 |
| 自由民主党福岡県北九州市小倉北区 第六支部 | 代表者 | 吉田 幸正 | 吉田 通生 | 平成25年10月16日 | 平成25年10月16日 | |
| 自由民主党福岡県北九州市門司区第 四支部 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市門司区本町1-14 | 北九州市門司区浜町1-29 | 平成25年10月10日 | 平成25年10月16日 | |

十成 20 平]

| | 主たる事務所の所在地 | 豊前市大字八屋1892-2 | 豊前市大字八屋2022 - 4 | | |
|-------------|------------|---------------|-----------------|-------------------------|--|
| 自由民主党豊前築上支部 | 代表者 | 秋成 茂信 | 茂 茂信 後藤 元秀 | 平成25年10月10日 平成25年10月18日 | |
| | 会計責任者 | 別府 春雄 | 黒田 一男 | | |

(3団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 | 異動年月日 | 見山左月日 | 備考 | |
|------------------------|------------|--|--------------------------|-------------|-------------|-------------------|
| 以信団体の右体 | 共助争坦 | 新 | 旧 | 共動平月日 | 届出年月日 | 加考 |
| 今井あけみとすこやかな未来をつく る会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市南区大池1-15-25 | 福岡市南区大池1-15-15 | 平成25年10月7日 | 平成25年10月10日 | |
| 九州睦 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市八幡西区鷹の巣1- 11-1 沖口ビル202号 | 鞍手郡鞍手町中山778-1 | 平成25年10月1日 | 平成25年10月16日 | |
| 共和党 | 政治団体の名称 | 共和党 | 自分が政治する党 | 平成25年10月2日 | 平成25年10月2日 | 総務大臣 届出に変 更 |
| 新日鐵住金八幡労働組合政治活動委 員会 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市八幡東区平野 1 - 12 - 1 | 北九州市八幡東区平野 1 - 11 - 1 | 平成25年10月9日 | 平成25年10月18日 | |
| 誠風会 | 代表者 | 武末 賢次 | 松尾 正貴 | 平成25年10月1日 | 平成25年10月4日 | |
| 中島慎一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市門司区本町1-14 | 北九州市門司区浜町1-29 | 平成25年10月10日 | 平成25年10月24日 | |
| 中島慎一を育てる会 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市門司区本町1-14 | 北九州市門司区浜町1-29 | 平成25年10月10日 | 平成25年10月24日 | |
| 福岡県商工政治連盟古賀市支部 | 会計責任者 | 佐々木 嘉朋 | 福永 保 | 平成25年6月1日 | 平成25年10月7日 | |
| 福岡県木材産業政治連盟 | 代表者 | 岸 幹夫 | 角和憲 | 平成25年5月28日 | 平成25年10月2日 | |
| 古川清文後援会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市博多区美野島 4 - 1 - 3 パロスリバーコート博多 参番館701号 | | 平成25年10月22日 | 平成25年10月22日 | |
| 森山金光後援会 | 代表者 | 太田 哲三 | 金丸 義清 | 平成25年10月1日 | 平成25年10月7日 | |

(11 団体)

(3) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 - | 内 | 異動年月日 | 届出年月日 | 備考 | |
|------------|------------|---------------------------------|-----------------------|------------|------------|----|
| 以行団体の右体 | 共助争坦 | 新 | 旧 | 共 | 油山平月口 | 加考 |
| 幸福実現党福岡県本部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市中央区赤坂 1 - 14 - 29 畑添ビル201 | 福岡市博多区千代5-5-9 岩田様方 | 平成25年10月4日 | 平成25年10月4日 | |

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|---------------|------------|-------------|
| 笑顔あふれる岡垣をつくる会 | 平成25年9月30日 | 平成25年10月24日 |
| LPG拓睦会 | 平成25年9月30日 | 平成25年10月16日 |

| からさき康子後援会 からり | 平成25年9月30日 | 平成25年10月9日 |
|---------------|-------------|-------------|
| 谷口一成後援会 | 平成21年12月31日 | 平成25年10月31日 |
| 松尾文雄後援会 | 平成25年5月28日 | 平成25年10月3日 |
| 美緑会 | 平成25年9月30日 | 平成25年10月18日 |

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の とおり告示する。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

| 資金管理団体 指定の届出を した者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定年月日 | 届出年月日 |
|----------------------------|---------|-----------|----------------------|--------|-------------|-------------|
| 時任 裕史 | 宇美町議会議員 | 時任ひろのり後援会 | 糟屋郡宇美町若草 1 - 25 - 15 | 時任 裕史 | 平成25年9月28日 | 平成25年10月2日 |
| 深川 博英 | 小郡市議会議員 | 深川ひろひで後援会 | 小郡市稲吉1329 - 1 | 深川 博英 | 平成25年10月12日 | 平成25年10月15日 |

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

| 資金管理団体届出事項の異動 | 公職の種類 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 | 届出年月日 | |
|---------------|-----------------|-----------|------------|------------------|---|-------------|-------------|
| の届出をした者の氏名 | ム戦の種類 | 貝並自任団体の石物 | 共動争項 | 新 | 旧 | 共助平月日 | 用四平万 I |
| 古川 清文 | 福岡市議会議員 | 古川清文後援会 | 主たる事務所の所在地 | - 3 - 701 パロスリバー | 福岡市博多区美野島4-1 -2-107 パロスリバー コート博多弐番館 | 平成25年10月22日 | 平成25年10月22日 |

(1団体)

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

福岡県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成25年10月1日~10月31日

法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 代表者の氏名 | 取消年月日 | 届出年月日 |
|-----------------------------|----------|-------------------|--------|------------|-------------|
| 西田 陽子 | 岡垣町議会議員 | 笑顔あふれる岡垣をつ くる会 | 西田 陽子 | 平成25年9月30日 | 平成25年10月24日 |
| 松尾 文雄 | みやま市議会議員 | 松尾文雄後援会 | 松尾 文雄 | 平成25年5月28日 | 平成25年10月3日 |

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定により、平成25年12月26日 、福岡県選挙管理委員会は、委員長として次の者を選挙した。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

住 所 福岡市中央区地行1丁目14番10号

氏名 藤井克已

福岡県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第3項の規定により、平成25年12月26日 、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として

、福岡県選挙管理委員日野喜美男を指定した。

平成26年1月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已